

島根県監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した令和3年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、島根県知事から通知があったので、同条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和4年11月1日

島根県監査委員	白石	恵子
同	加藤	勇
同	山口	和志
同	三島	明

## 令和3年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の内容

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p><b>I 総括</b></p> <p>(1) 県の施策の達成に向けた団体と所管課の十分な連携等</p> <p><b>ア 各団体間の連携</b></p> <p>各種の施策をより効果的なものとするためには、各団体と所管課に留まらず、関連する機関との十分な連携が必要である。</p> <p>今回の監査では、例えば、(公財)ふるさと島根定住財団、(公財)島根県育英会や公立大学法人島根県立大学において、それぞれが学生向けの各種支援策を展開していた。</p> <p>地域を支え、地域で活躍する若者の人材育成や県内定着・回帰に向けて、島根県立大学やふるさと島根定住財団が参画する「しまね産学官人材育成コンソーシアム」のように関係機関の幅広い連携が図られているものがある一方で、それぞれの団体と所管課が情報を共有し、一層連携を深めて事業を構築していく必要があると考えられるものも見受けられたところである。</p> <p>については、各団体及び所管課においては、所管団体の事業執行に当たり、他の団体と協働してあるいは調整してできないかなど、横断的な視点を持って十分に連携が図られるよう努められたい。</p> <p><b>イ 各団体の人材確保・人材育成</b></p> <p>各団体の事業の実現には、専門性を高めるとともに、蓄積されたノウハウを継承していくために必要な人材の確保と人材育成も重要である。</p> <p>今回の監査では、例えば、(公財)島根県建設技術センターや島根県土地開発公社において、将来の職員の人材不足をそれぞれが課題と認識し、人材の確保に鋭意取り組んでいる状況が見られた。</p> <p>しかしながら、個々の取組では抜本的な解決には至っておらず、また、人材育成には相当な期間も必要となると考える。</p>	<p>(1) 県の施策の達成に向けた団体と所管課の十分な連携等</p> <p><b>ア 各団体間の連携</b></p> <p>(人事課、該当所管課、該当団体)</p> <p>外郭団体は経営評価を、指定管理者は業務評価をそれぞれ毎年度実施し、所管課と団体とが課題を共有した上で、各種施策がより効果的なものとなるよう取り組んでいるところ。</p> <p>各団体間や所管課間においても、こうした経営評価や業務評価といった業務を見直す機会を活用しながら、連携を図ることで効果的な事業執行ができるよう努めていく。</p> <p><b>イ 各団体の人材確保・人材育成</b></p> <p>(人事課、該当所管課)</p> <p>各団体の人材確保については、一義的には各団体において検討すべき事柄ではあるが、団体の健全な運営が図れるよう、各団体が抱える課題の把握に努めるとともに、必要に応じて支援を行っていく。</p> <p>各団体の人材育成については、これまで、団体職員と県職員の人事交流や、出資団体等23団体で構成する島根県公社等協議会を通じ、自治研修所が開催する選択研修の受講機会を提供しているが、研修のあり方について、引き続き検討していく。</p>

については、所管課は、各団体の将来的な人材確保について、各団体とともに計画的な検討に努められたい。

また、各団体の人材育成について、人事課や自治研修所で開催している研修のオンラインでの受講などについて、経費負担も含め検討されたい。

## (2) 指定管理者制度導入施設

### ア 不測の事態における指定管理者との十分な協議、調整

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、公の施設においては、感染予防、拡大防止の観点から、施設の休館や利用範囲の縮小を余儀なくされたほか、各種イベントの中止、縮小等の影響が発生した。

そうした影響による指定管理料の額の変更については、昨年度の監査意見において、実態を把握し、基本協定書のリスク分担の解釈も含め、県と指定管理者で十分な協議を行うなど、適切に対応されたい旨、意見を付したところである。

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症による指定管理業務への影響は、基本協定書第36条に定める不可抗力の発生として取り扱うこととされ、指定管理者との協議及び覚書の締結の上、適切に対処されたものである。

については、令和3年度以降においても新型コロナウイルス感染症などのような予見できない不可抗力の発生に当たっては、指定管理料の額の変更など指定管理者との十分な協議を行い、調整の上、引き続き適切に対応されたい。

### イ コロナ後を見据えた公の施設の利活用促進

公の施設については、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による外出控えや、県からの感染拡大防止策としての施設に対する休館要請、また、施設自らも対応策として各種イベントを中止する等により利

## (2) 指定管理者制度導入施設

### ア 不測の事態における指定管理者との十分な協議、調整

(人事課、財政課、該当所管課)

新型コロナウイルス感染症などのような予見できない不可抗力の発生については、基本協定書の定めに基づき、指定管理者と十分に協議を行う。

なお、令和3年度の指定管理料の増減が必要となる場合は、令和2年度の取り扱いと同様に、翌年度の指定管理料において調整することとしている。

### イ コロナ後を見据えた公の施設の利活用促進

(人事課、該当所管課、該当団体)

多くの施設でコロナウイルスの感染状況を踏まえた工夫した取組が行われている。

新型コロナウイルス感染症の影響が年度を超えて長期化する中、引き続き感染防止対策

用者の減少が見られたところである。そうした中、施設によっては、次のような取組が見られた。

- ・ オンライン予約・決済システムを導入し、同一時間枠の人数上限を設定することでソーシャルディスタンスの確保を図るなどして集客した事例
- ・ 団体利用者が見込めないことから個人利用者をターゲットとして、道の駅へのポスター掲示及び割引チケットを組み込んだパンフレット配置により利用者を誘引し一定の集客に成功した事例
- ・ イベント実施期間を週末開催から平日を含む9日間の開催期間に変更し、かつ、オンラインと会場での参加を両方可能にして実施した事例

また、利用者側において新型コロナウイルス感染症の予防・拡大防止を念頭に置いた次のような利用も見られた。

- ・ 県内学校の修学旅行先として選定された事例、近隣小学校の遠足で利用された事例
- ・ 野外ステージを有する施設では、近隣団体が吹奏楽練習場として利用された事例や大学生による音楽ライブ開催が計画された事例

こうした事例を参考に、コロナ後を見据え、新たな誘客活動を展開していくことやイベント開催に向けた新たな手法の検討、また、利用者側からの新たな利用方法に着目した施設利用のPRや近隣の施設と連携した情報発信をしていくことも重要である。

については、指定管理者と該当所管課においては、施設面での感染防止対策を徹底した上で、更なる誘客活動や施設利用に向けた情報発信を行い、公の施設の利活用の促進に取り組まれない。

を徹底した上で、利用者の新たなニーズやコロナ後を見据え、誘客活動や情報発信に努めていく。

## Ⅱ 個別

### 1 (公財) しまね女性センター

(所管課：女性活躍推進課)

#### (1) 団体

##### 【意見】

#### ① 情報ライブラリー及び宿泊施設の有効活用

情報ライブラリーには、男女共同参画に関する書籍、DVD、雑誌等を所蔵しており、館外への貸出しもしている。書籍等は、郵送での貸出しや県立図書館、学校等へのパッケージ貸出し、出前事業での貸出しもしているところだが、情報ライブラリーが十分に活用できているとは言い難い状況にある。

また、宿泊施設はコロナ禍により利用者が激減しており、本来の宿泊施設の設置目的である研修による利用率も低い状況にある。

については、情報ライブラリーは県内の図書館をはじめとした各施設への積極的な広報宣伝活動等により、また、研修を目的とした宿泊施設の活用は例えば、交流会を伴う宿泊研修の開催等により、各施設の一層の有効活用に努められたい。

#### (2) 所管課

##### 【意見】

#### ① 施設の有効活用

団体意見で述べたように、男女共同参画を促進するための県の拠点施設である男女共同参画センターに設置された情報ライブラリー及び宿泊施設は、十分に活用できているとは言い難い状況にある。

については、今後とも、団体との連携を密に

#### ① 情報ライブラリー及び宿泊施設の有効活用

##### 1) 情報ライブラリー

当財団のホームページ(以下、「HP」という)で全ての蔵書が閲覧できるよう改善する。

また、専門性の高い当館蔵書を他の図書館利用者にも利用していただけるよう他館との連携を検討する。

月例映画会時のパッケージ貸出や、企業の社内研修用啓発ビデオの貸出も継続する。

新蔵書籍等の情報をHPのほかフェイスブックでも発信し、利用の促進を図る。

##### 2) 宿泊施設

宿泊者数は、通常ベースの3,000人に対し、令和2年度は約4割の1,200人、令和3年度は約6割の1,800人であった。令和4年度は約8割の2,400人、令和5年度に3,000人に回復すると見込んでいる。令和4年8月現在、通常ベースの同期比76.8%となっている。このままの利用が継続すれば、令和4年度目標は達成すると思われる。引き続き、県の観光キャンペーン等を活用しながら、SNS等でPRすることにより利用促進を図る。

交流会を伴う宿泊研修の開催については、主催事業において、現状、実施は困難である。県連合婦人会等の各種団体に利用していただけるよう情報提供する。

#### ① 施設の有効活用

情報ライブラリーの活用については、上記の利用促進策を広く周知できるよう、当課においてもHPやSNS等の広報媒体を活用した情報発信を行うなど、財団と連携して取組を行う。

なお、宿泊事業は財団の自主事業であるた

<p>して、情報ライブラリー及び宿泊施設が有効活用されるように努められたい。</p>	<p>め、財団における取組を尊重し、必要に応じて助言する。</p>
<p><b>2 (公財) 島根県育英会</b> (所管課：総務課、学校企画課)</p> <p>(1) 団体</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>① <b>学生会館事業等のあり方</b></p> <p>島根県育英会は、大阪府及びその周辺に所在する大学等に在学・進学する県内出身の優秀な学生等の修学の便を図るため、平成15年3月に70名定員の学生会館を大阪府吹田市に開設した。</p> <p>入寮状況を示す充足率は、会館2年目の平成16年度の87.1%を最高に、70%代後半から80%代半ばで推移してきており、平成28年度からは更に減少し続け、令和2年度には40.4%となった。</p> <p>併せて、学生会館事業の収支は開館以来毎年赤字となっており、充足率の低下とともに赤字幅も拡大し、令和2年度末の繰越収支差額は約119百万円の赤字となった。</p> <p>一方、大学等の学生を対象とした奨学金については、50人の募集枠になった平成14年度以降、新規貸与応募者数は平成15年の486人をピークに減少傾向が続いており、令和2年度は84人となっている。</p> <p>については、大阪府周辺へ進学する学生等への支援に限られている学生会館事業及び大学等の学生を対象とした奨学金事業について、県とともに今後の必要性を精査し、県出身大学生等へのより効果的な支援となるよう検討されたい。</p> <p>(2) 所管課 (総務課)</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>① <b>学生会館事業等のあり方</b></p> <p>団体意見で述べたように、大阪府周辺へ進学する学生等への支援に限られている学生会館事業及び大学等の学生を対象とした奨学金事業について、団体とともに今後の必要性を精査し、県の関係部局や関係機関と連携のう</p>	<p>① <b>学生会館事業等のあり方</b></p> <p>県出身の学生の学びを支えるため、学生会館事業及び大学等の学生を対象とした奨学金事業を実施しているが、学生会館の充足率及び奨学金事業の新規貸与応募者数のいずれも減少傾向が続いている。</p> <p>これらの事業が県出身の学生等へのより効果的な支援となるよう所管課と検討を進めるにあたり、まずは育英会としての今後の方針を明確にするため、当会の理事及び評議員から選出したメンバーにより集中的に検討を行うこととし、7月から検討を始めたところである。</p> <p>検討会では、両事業の今後の収支見込みと法人運営への影響、事業ニーズ等について検証するとともに、令和3年度から強化している学生会館入寮生募集活動の成果が見える令和5年度新規入寮生の状況、また国の奨学金制度の動向等も踏まえて、今後の事業の必要性を精査することとしている。</p> <p>検討の結果は、来年度の事業計画等を審議する令和5年3月の理事会、評議員会で報告し、今後の事業方針を決める予定である。</p> <p>① <b>学生会館事業等のあり方</b></p> <p>学生会館事業及び大学奨学金事業のあり方については、団体の検討の結果を踏まえた上で、県出身大学生等へのより効果的な支援となるよう、県の関係部局や関係機関と連携して、検討を進める。</p>

<p>え、県出身大学生等へのより効果的な支援となるよう検討されたい。</p>	
<p><b>3 公立大学法人島根県立大学</b> (所管課：総務課)</p> <p>(1) 団体</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>① <b>第3期中期計画の着実な実行と更なる推進</b>      県立大学は、第3期中期計画（令和元年度～令和6年度）の着実な実行に向け、県内入学率、県内就職率をそれぞれ全学5割以上とする目標値を掲げ、日本一の地域貢献型大学を目指し全学一体となって取組を進めることとしている。</p> <p>令和3年4月には、重要施策の全学的な推進のため、「魅力化推進本部」を設置し、入試改革や高大連携の推進、学生のキャリア戦略の推進を図るとともに、県民や受験生に大学の魅力を伝えるため広報活動を強化している。</p> <p>主な取組やその成果としては、浜田キャンパスに、令和3年4月に新学部として、国際関係学部、地域政策学部を設置した。</p> <p>また、県内高校生の受入れ増加に向け、県内高等学校との連携を深めるとともに、県内入学生枠を拡充するなどの入試改革を行い、令和3年度の県内入学率51%を達成し、令和4年度に向けては、出雲キャンパスにおける県内入学生枠の拡充も予定している。</p> <p>県内就職者の増加に向けては、「しまね産学官人材育成コンソーシアム」への参加や県内就職希望者のための奨学金創設、企業との連携協定締結など地元企業等との連携を深めている。</p> <p>地域活性化への貢献では、大学のサテライト施設を津和野町や大田市大森地区へ設置するなど、地元人材の育成に向けた各種取組を進めている。</p> <p>県では人口減少対策が最大の政策課題であり、「島根創生計画」を進める上で、教育に寄せる期待は大きく、このような県立大学の取</p>	<p>① <b>第3期中期計画の着実な実行と更なる推進</b>      第3期中期計画において「改革実施期間」の1年目と位置づけている令和3年度は、理事長の下に「魅力化推進本部」を設置し、「地域貢献日本一」を目標に掲げ、様々な視点から大学改革を推進する体制を整えた。</p> <p>地元企業、市町村や地域との連携については、しまね地域国際研究センターを開設し、島根県が抱える地域及び国際的な課題に関する研究の助成金制度を拡充し、自治体、県内企業、NPO法人、中山間地域研究センター等との連携を強化した。</p> <p>また、浜田市や益田市との共同研究により、自治体や高等教育機関、一般企業・団体、住民など地域のステークホルダーと地域課題を共有するとともに、その成果を還元することで地域と協働した社会貢献の推進に取り組んだ。</p> <p>卒業生の県内定着、地域を支える人材の育成については、「しまねの未来を担う人財奨学金」制度の創設、長期有償型インターンシップの拡充などの基盤整備に取り組んだ。</p> <p>更に、地元企業が求める人材を育成するため、令和5年4月に短期大学部総合文化学科を「文化情報学科」に変更し、地域や情報に関する教育を強化することとした。それに併せ、学校推薦型選抜を見直し、県内高校1校あたりの推薦人数を「2名以内」から「4名以内」へ拡大するとともに、「学力評定平均」を出願要件としないこととした。</p> <p>今後も県内高等学校、地元企業、行政との連携を密にし、現在の取組の結果を検証しつつ、第3期中期計画の着実な実行と更なる推進に向けて全学一体となって取り組んでいく。</p>

<p>組は高く評価できるものである。</p> <p>については、第3期中期計画の更なる推進に向けて、県内高等学校、地元企業、市町村や地域との連携をより一層進められたい。</p> <p>また、県内高等学校からの進学者の増加や卒業生の県内定着、地域に貢献する優れた人材の育成を図るため、現在の取組の結果を検証し、より実効性のあるものとなるように、引き続き取り組まれたい。</p> <p><b>(2) 所管課</b></p> <p><b>【意見】</b></p> <p>① <b>第3期中期計画の着実な実行に向けた支援</b></p> <p>県立大学では、県が示した第3期中期目標を達成するため、第3期中期計画に沿って、新学部を設置、県内入学者比率向上に向けた入試改革の実施、また、卒業生の県内定着に向け、地元企業や行政と連携して長期・実践型インターンシップを制度化し学生が県内企業等を知る機会を増やすなど、理事長を中心に全学一体となって鋭意取り組んでいる。</p> <p>については、こうした取組が着実に実行され、成果につながるように、必要な支援を行われたい。また、定住、雇用、教育、健康福祉等の関係部局や関係機関の理解と必要な協力が得られるように、引き続き努められたい。</p>	<p>① <b>第3期中期計画の着実な実行に向けた支援</b></p> <p>第3期中期計画に沿った取組が着実に実行され、成果につながるよう、今後も運営費交付金等による財政支援を行っていくとともに、高校と大学の高大連携活動による県内からの入学者の増加や、人材確保育成コーディネーターと連携した県内就職促進の取組など、今後も県の関係部局や関係機関の理解と協力を得ながら、引き続き大学の取組を支援していく。</p>
<p><b>4 (公財) ふるさと島根定住財団</b></p> <p>(所管課：しまね暮らし推進課、環境生活総務課、雇用政策課)</p> <p><b>(1) 団体</b></p> <p><b>【意見】</b></p> <p>① <b>定住対策の促進</b></p> <p>財団は、若者を中心とした県内就職支援、県外からのUターン・Iターン（以下「U・Iターン」という。）の促進、活力と魅力ある地域づくりの促進の3つを柱として定住対策に取り組んでいる。</p> <p>具体的には、U・Iターンの促進に向けた求人情報等の提供、相談、無料職業紹介、農林水産業等の産業体験等による移住・定住の支</p>	<p>① <b>定住対策の促進</b></p> <p>定住財団では、Uターン・Iターン希望者等に対して、島根の仕事や暮らし等に関する情報発信、相談、無料職業紹介、産業体験、実際の受入やその後の定着に向けた支援を続けている。</p> <p>また、県内外に進学した学生に対して、県内企業の情報提供、インターンシップの仲介、合同企業説明会の開催など、就職活動の支援</p>



援などがある。

また、令和元年9月からは、首都圏の実態に即した効果的な取組を促進するため東京拠点の設置・運営を行っている。

若者の県内就職支援では、個別のキャリア相談・就職活動支援のための「ジョブカフェしまね」の運営、県内企業へのインターンシップや企業ガイダンスの開催などに力を入れ、大学生の県内就職率は、近年約30%前後で推移している。

さらに、活力と魅力ある地域づくりの促進に向け、地域づくり団体・NPO法人等の組織人材の育成支援、関係人口の拡大に向けた連続講座「しまこトアカデミー」の開催などを行っている。

県内へのU・Iターン者数について見ると、平成29年度以降は減少が続いていたが、令和2年度の県内へのU・Iターン者数は、前年度比24人増の3,642人となり4年ぶりに増加に転じた。

しかしながら、国全体で人口が減少する中では、自治体間で移住者、定住者の獲得競争が加速してきており、本県の定住対策において財団の果たす役割はより一層重要になってくる。

については、こうした様々な取組の結果を検証し、引き続き県、市町村、関係機関と連携して、ターゲットのニーズに応じた効果的な施策を展開し、県内就職者やU・Iターン者の増加及び活力と魅力ある地域づくりを通して、定住対策の促進に取り組まれない。

## (2) 所管課（しまね暮らし推進課・環境生活総務課・雇用政策課）

### 【意見】

#### ① 定住対策の促進

財団は、平成4年の設立以来、若年層の県内就職の促進、県外からのU・Iターンの促進、活力と魅力ある地域づくりの促進に取り組み、本県の最重要施策の一つである定住の推進に大きな役割を果たしてきた。

「島根創生計画」に示された「人口減少に

をしている。

こうした取組の実施・検証をしながら、県、市町村、関係機関と連携し、首都圏における島根県への人の流れを拡大する取組や、移住定住の効果の高い産業体験の申請者の取りこぼしが無いよう受入先を確保するほか、無料職業紹介の求人開拓、定着にむけたきめ細かなフォローを実施していく。

併せて、新たな視点である関係人口の掘り起こし・拡大を進め、関係人口と県内受入地域とのマッチングを積極的に行うことで、地域の活性化、将来的には定住につながるよう取組を実施していく。

また、早期化した学生の就活スケジュールに対応し効果的・効率的なイベントの実施、LINEの機能を活用した「しまね登録」の登録者の属性に応じた効果的な情報発信を行い、若年者の県内就職の促進に向けて取り組んでいく。

東京一極集中は鈍化したものの解消までには至っていない状況にあるが、新型コロナウイルス感染症等により、人々の働き方や暮らし方が変化し、地方移住への関心が高まっていることも確かであり、財団としては、更なる受入の強化や的確な情報発信等の取組を強化することにより、島根県の定住支援の総合窓口としての役割を積極的に果たしていく。

#### ① 定住対策の促進

これまで、Uターン・Iターン希望者等に対して、仕事や暮らし等に関する情報提供から、相談や無料職業紹介、産業体験、実際の受入と、その後の定着までを各段階に応じてサポートしてきた。

今後も、こうした各段階に応じた支援や、

<p>打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」の実現に向け、定住促進に係る各種事業において豊富な実績と経験を有する財団の役割はより一層重要となってくる。</p> <p>ついては、引き続き財団と連携し、定住対策の一層の促進に取り組まれない。</p>	<p>Uターン希望者とIターン希望者、年代や性別など、それぞれの特性に応じた支援を、定住財団や市町村と連携しながらきめ細かく行い、定住対策の一層の促進に取り組んでいく。(しまね暮らし推進課)</p> <p>今後も、県民による地域づくりやボランティア等の社会貢献活動が活発なものとなるよう、引き続き、財団と連携して支援に取り組んでいく。(環境生活総務課)</p> <p>これまで、県内外に進学した学生に対しては、県内企業の情報提供、インターンシップの仲介、合同企業説明会の開催などの就職活動の支援、企業に対しては、採用力の向上など採用活動の支援を行ってきた。</p> <p>今後も、こうした取組を強化していくとともに、新たな情報提供手段として、LINEを活用した「しまね登録」の運用を始めるなど、財団と連携しながら、若者の県内就職の一層の促進に取り組んでいく。(雇用政策課)</p>
<p><b>5 (公財) しまね国際センター</b> (所管課：文化国際課)</p> <p>(1) 団体</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>① <b>業務拡大に伴う財団体制の充実</b></p> <p>県内における外国人住民の急増に伴い、多文化共生の地域づくり推進に必要な「相談業務」と「日本語教育業務」は年々拡大し、令和2年度の相談件数は1,810件と相談窓口(ワンストップセンター)を設置した令和元年度からほぼ倍増した。</p> <p>相談内容も医療、福祉、教育など多岐にわたり、DV相談のように深刻かつ急を要する相談も増加し、連携の必要がある関係機関へ相談者と同行して対応するなど、外国語対応に当たる相談員と調整役としての職員への業務負担が大きくなっている。</p> <p>また、外国人住民とのコミュニケーション等の対応に関する相談も寄せられている。</p> <p>一方、外国人への日本語教育も、日本語教</p>	<p>① <b>業務拡大に伴う財団体制の充実</b></p> <p>県内の外国人住民の増加に伴い、当センターの業務量も年々拡大しているため、事業を担う後継者育成の観点も考慮し、令和4年度に正規職員1名を増員し4名の体制とした。ちなみに、正規職員が4名以上となったのは平成20年以来14年ぶりのことである。</p> <p>新規採用の正規職員は、主に令和4年度さらに拡充・リニューアルした「多言語相談」業務を担っており、OJT等を通して着実に専門性を培っているところである。</p> <p>この1名増の体制により、今後一層、よりきめ細やかに住民ニーズに応える事業を展開していきたい。</p> <p>また、事務所の移転の可能性についても、利用者にとって必要とされる立地環境や施設</p>

<p>室に出向けない外国人からの学習ニーズを受け、「訪問日本語コース」で対応するなど事業を拡大しているが、これを担う職員の業務負担も大きくなっている。</p> <p>このように財団の果たすべき役割はより一層重要となってきたおり、職員の専門性のさらなる向上や人員体制の充実、蓄積されたノウハウの継承のほか、市町村と緊密な連携を図ることも必要となっている。</p> <p>こうした中、令和元年度後半から日本語教育担当職員を1名増員し、令和2年度からは外国語相談員を1名増員したほか、令和4年度には更に職員1名を増員することとしている。</p> <p>また、財団の事務所については、外国人をはじめとした利用者には分かりにくい立地となっていることから、利用者の利便性を考慮するため令和2年度から移転の検討を開始したところである。</p> <p>については、引き続き、利用者の利便性の向上に向けて、移転の検討を進めるなど、必要な体制整備に努められたい。</p> <p><b>(2) 所管課</b>  <b>【意見】</b>  <b>① 業務拡大に伴う支援</b></p> <p>団体意見で述べたように、拡大する財団業務の円滑な実施のため、引き続き利用者の利便性の向上に向けて、移転の検討を進めるなど、団体の必要な体制整備に努められたい。</p>	<p>内容、コスト等を整理して、今後担当課とともに検討を進めていく。</p> <p><b>① 業務拡大に伴う支援</b></p> <p>しまね国際センターに求められる国際交流、多文化共生の地域づくりへの役割を果たせるよう、移転の可能性も含め、当センターとともに検討を始めている。</p>
<p><b>6 (株) 島根東亜建物管理</b>  (所管課：スポーツ振興課)</p> <p><b>(1) 団体</b>  <b>【意見】</b>  <b>① 障がい者の施設利用拡大</b></p> <p>はつらつ体育館は、障がい者スポーツの振興を図り、もって障がい者のリハビリテーションや社会参加の促進に寄与することを目的とする体育施設である。また、令和12年に本県で開催予定の「全国障害者スポーツ大会」に向け、この施設の障がい者スポーツの強化</p>	<p><b>① 障がい者の施設利用拡大</b></p> <p>(公財) 島根県障害者スポーツ協会及び各種競技団体と連携を密にし、年間を通じた施設予約の調整等、各種大会や強化練習会などの利用増加を図る。</p> <p>加えて、ホームページで予約状況、イベント開催のお知らせを掲載して、広く周知を行</p>

<p>及び振興に果たす役割は大きい。</p> <p>施設利用に当たっては、障がい者の利用は無料であり、障がい者の利用予約は3ヶ月前から、一般利用の予約は1ヶ月前からと、障がい者が利用しやすい仕組みとなっている。</p> <p>しかし、近年のコロナ禍にあり、順調に伸びてきた障がい者の利用人数及び利用率が低下している。</p> <p>については、新型コロナウイルス感染症の収束を見据え、障がい者の利用が拡大するよう、一層の広報宣伝活動や障がい者スポーツへの理解を深めるイベントの開催などにより利用促進に努められたい。</p> <p><b>(2) 所管課</b></p> <p><b>【意見】</b></p> <p>① <b>障がい者の施設利用拡大に伴う支援</b></p> <p>団体意見で述べたように、はつらつ体育館が障がい者スポーツの強化及び振興に果たす役割は大きい。</p> <p>については、今後とも、障がい者の施設利用が拡大するよう団体との連携を密にして支援に努められたい。</p>	<p>う。</p> <p>また、コロナ禍においても安心して利用できるよう、非接触温度計を館内入口に設置する等、新型コロナウイルスの感染防止に努める。</p> <p>今年度（R4）のイベント開催について、具体的な計画はないが、感染状況を注視しながら検討する。</p> <p>① <b>障がい者の施設利用拡大に伴う支援</b></p> <p>団体からの報告にあるように、（公財）島根県障害者スポーツ協会などの関係団体、障がい者施設等と連携し、施設のPRを行うなどして利用の促進を図る。</p> <p>また、障がい者が安全に利用できるよう、今年度（R4）も老朽化した設備や備品の整備等を下期に計画しており、障がい者の安全・安心の確保について支援し、利用の拡大につなげていく。</p>
<p><b>7 （公財）島根県環境管理センター</b> （所管課：廃棄物対策課）</p> <p><b>(1) 団体</b></p> <p><b>【意見】</b></p> <p>① <b>クリーンパークいずも管理型第3期最終処分場埋立実行計画の着実な推進</b></p> <p>クリーンパークいずも管理型第3期最終処分場は、埋立期間を平成29年3月から令和13年度末までとして供用を開始した。</p> <p>しかし、平成30年度受入量は87,462tで対前年度比128.2%と平成14年の管理型第1期処分場供用開始以来最高となり、令和2年3月時点で埋立の進捗率は33%に達しており、当初の目標を大幅に上回</p>	<p>① <b>クリーンパークいずも管理型第3期最終処分場埋立実行計画の着実な推進</b></p> <p>管理型第3期処分場の埋立期間を可能な限り確保するため、埋立実行計画で定めた具体的手法について、現時点で以下のとおり実施し、一定の受入量削減の効果が発揮されている。</p> <p>「木くずや金属くずなどリサイクル可能なもの等の受入中止」については、令和3年4月から実施し、受入量（中間処理業者からの</p>

るペースとなっていた。

こうした中、第3期処分場の埋立期間を可能な限り確保するため、令和2年7月に受入量削減のための具体的手法を実施時期とともに示した埋立実行計画を策定した。

計画では、「廃棄物の種類別リサイクルのモデルフローを記載したパンフレットの作成」や「産業廃棄物減量税を活用したリサイクル製品の基礎研究、技術開発、施設整備等への支援」などは県が担当することとした。

一方、「木くずや金属くずなどリサイクル可能なもの等の受入中止」や「混載での受入の中止」及び「安定型品目の処理料金や中間処理業者からの処理料金の見直し」などはセンターが担当することとした。

しかし、令和3年3月時点で埋立の進捗率は41.6%に達しており、依然として当初計画より早いペースとなっている。

については、計画で定めた具体的手法について、県と連携し、それぞれの役割を着実に推進されたい。

併せて、各手法の効果の検証を随時行うとともに、手法の継続・強化・見直しなど進行管理も着実に実施し、管理型第3期処分場の埋立期間を可能な限り確保されたい。

## (2) 所管課

### 【意見】

#### ① クリーンパークいずも管理型第3期最終処分場埋立実行計画の着実な推進

団体意見で述べたように、埋立実行計画で定めた具体的手法について、センターと連携しそれぞれの役割を着実に推進し、管理型第3期処分場の埋立期間を可能な限り確保されたい。

また、次期の産業廃棄物管理型最終処分場についても、検討を進められたい。

受入を除く)は令和2年度実績の804tから令和3年度実績の131tへと大幅に減少した。

「混載での受入の中止」については、令和3年4月から実施した。

「安定型品目の処理料金の見直し」については、令和3年6月から改定実施し、安定型品目の受入量(中間処理業者からの受入を除く)は、令和2年度実績の13,556tから令和3年度実績の7,538tへと減少した。

また、埋立実行計画とは別に、他の安定型処分場への搬入が可能で、中間処理やリサイクルによる減量化も見込める廃プラスチック類を原則として受入中止することとし、令和4年4月から実施した。受入量は、令和3年4～5月実績の936tから令和4年4～5月実績の74tへと大幅に減少した。

今後も、管理型第3期最終処分場の埋立期間を可能な限り確保するため、必要な手法について検討し、県と連携して取り組む。

おって、各手法の効果については引き続き注視し、適宜検証を行う。

#### ① クリーンパークいずも管理型第3期最終処分場埋立実行計画の着実な推進

管理型第3期処分場の埋立期間が可能な限り確保されるよう、埋立実行計画に基づき、産業廃棄物のリサイクルと減量化に関するパンフレットを作成し周知徹底を図ったほか、減量化等を目的とした中間処理業者の設備投資へ財政的支援を行った。また、クリーンパークいずもへの搬入量が最も多い鉦さいの再資源化に重点を絞った調査研究業務を委託事業として実施した。埋立実行計画に基づく団体の取組については、引き続き必要に応じて支援していく。

また、令和4年3月にセンターが第4期処

	<p>分場の整備計画を策定したので、この取組を支援していく。</p>
<p><b>8 (公社) 島根県林業公社</b> (所管課：林業課)</p> <p>(1) 団体 【意見】</p> <p>① 第5次島根県林業公社経営計画の着実な実行</p> <p>地域林業の発展と環境保全の両立、林業経営モデルの確立を基本方針として令和元年度に策定された「第5次経営計画」は、令和3年6月に一部見直され、再造林木に係る分収割合の設定により、88億円程度の収支改善がなされる見込みである。</p> <p>しかしながら、令和2年度末現在の分収造林事業の借入金残高は約545億円であり、第5次経営計画における経営改善策を実施しても事業年度終了時点と予定されている令和65年度においてなお202億円程度の債務が残る試算となっており、残る債務は、ほぼ全額が県からの借入金である。</p> <p>については、県から大きな財政支援を受けている公社においては、この厳しい現状を重く受け止め、「第5次経営計画」について県及び市町と連携しながら着実に実施するとともに、必要に応じて適宜見直しを図るなど収支改善の強化に向けた取組をより一層進められたい。</p> <p>(2) 所管課 【意見】</p> <p>① 第5次島根県林業公社経営計画の着実な実行</p> <p>令和元年度に策定された「第5次経営計画」は、令和3年6月に一部見直され、再造林木に係る分収割合の設定により、88億円程度の収支改善がなされる見込みである。</p> <p>しかしながら、令和2年度末現在の分収造林事業の借入金残高は約545億円であり、第5次経営計画における経営改善策を実施しても事業年度終了時点と予定されている令和</p>	<p>① 第5次島根県林業公社経営計画の着実な実行</p> <p>第5次経営計画の柱である収穫事業を安定的かつ効率的に実施できる体制の構築を目的として、令和2年8月に「公社分収林収穫事業に係る専門班設置制度」を創設。</p> <p>専ら公社収穫事業を専門的に行う事業班として、県内の18事業体と「専門班設置協定」を締結した。</p> <p>これにより、安定的な収穫事業の実施が可能となり第5次経営計画の伐採目標面積を上回る収穫伐採を見込んでいる。また、収益性についても、事業体が専門班として数多くの事業を実施することで、事業体の生産能力の向上や生産経費の縮減に繋がり、収益性の向上が見込まれる。</p> <p>収支改善に向けて、引き続き第5次経営計画の進捗管理、評価、検証を行っていく。</p> <p>① 第5次島根県林業公社経営計画の着実な実行</p> <p>第5次経営計画が着実に実施されるよう必要な助言・指導を行うとともに、実施状況を検証し、収支改善に向けた取組を推進する。</p>

65年度においてなお202億円程度の債務が残る試算となっており、残る債務は、ほぼ全額が県からの借入金である。

については、県から大きな財政支援をしている公社の厳しい現状を重く受け止め、「第5次経営計画」について公社と一体となって着実に実施するとともに、必要に応じて適宜見直しを図るなど収支改善の強化に向けた取組をより一層進められたい。

また、公社の経営が将来にわたって安定的に継続できるよう、国土保全など重要な公益的機能を果たしている分収造林事業に係る財政支援の充実強化等を、他の都道府県等と連携して、引き続き国に働きかけられたい。